

News Release

令和4年12月13日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

託送供給約款以外の供給条件の認可に関する 意見聴取について意見を回答致しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた東京ガスネットワーク株式会社の託送供給約款以外の供給条件の認可申請について審査を行い、委員会として当該認可を行うことに異存がない旨の意見を回答しましたのでお知らせいたします。

1. 概要

東京ガスネットワーク株式会社から経済産業大臣にガス事業法第48条第3項ただし書に基づき、託送供給約款以外の供給条件の認可申請がありました。

当該認可申請を受け、ガス事業法第177条第1項第7号の規定に基づき、経済産業大臣から当委員会に対し意見の求めがありました。

これを受け、託送供給約款以外の供給条件について、当委員会において審査を行った結果、審査基準（「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」平成12・09・28資第8号）に照らし、適合していると認められることから、経済産業大臣へ当該認可を行うことに異存がない旨を回答しました。

2. 添付資料

託送供給約款以外の供給条件の認可について(回答)

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課長 鍋島
担当者: 高橋、宇野
電話: 03-3501-1585(直通)